

# 大和郡山 防災ニュース 5. 4月

このニュースは、市内で防災に関わる住民の皆さんに、様々な取組や防災情報を提供します。

## 自治会・自主防災組織の皆様！改めて 災害時の「避難計画」作成をお願いします！

災害時に地域が担う基本的な役割は、まず、①「安否確認ができること」そして②「安全に避難すること」③「避難所が運営できること」の3点です。

このうち、③は小中学校や公民館などが市指定避難所となり、自治連合会や小学校区単位で行う仕事となりますので、単独の自治会単位で行うのは、①と②、そして③については、自治会館や地域の集会所を避難所として活用する場合の運営ということになると思います。



### まずは、安否確認ができること！

自治会・自主防災組織が避難計画をつくる時、どうやって確実な①安否確認を行う体制づくりを進めたらよいのでしょうか？

以前紹介しました矢田地区の自治会で行われた安否確認訓練(令和4年1月号参照)では、まず、班長と副班長が自治会内の公園に集まった後、班単位で世帯名の入った調査票を持って、1軒1軒インターホンを鳴らして在宅か不在かを確認、在宅ならば安否確認訓練であることを告げて玄関まで出てきてもらう、というもので、班長さんは普段からのご近所付き合いで親しみのある会話の中で10軒あまりを20分くらいで確認して回られ、それぞれの班が安否確認後公園に戻ってきて、自治会に調査票を提出して結果を報告するという、比較的手軽でかつ実践的なものでした。

コロナ禍以後は、災害時の避難についても避難所への避難、在宅避難、知人・親戚宅避難など分散化することが求められています。在宅避難でも自宅の備蓄食糧が心許ない場合、市指定避難所で食糧支援を受けることもでき、自治会等の役割として、安否確認の際、今後の意向確認(避難所に逃げるのか？自宅に留まるのか？留まるなら食糧支援は必要なのか？)を取りまとめることで、いざという時必要な人に必要な物資が届く可能性が高まります。

### 「防災における自治会の役割 避難計画をつくろう!」 (令和2年10月発行)を参考にしてください!

防災における自治会の役割

#### 避難計画をつくろう!



令和2年10月発行  
大和郡山市

市では、自治会(自主防災組織)における防災については、まず住民の安否確認～避難を考えていただくことから始めていただきたい、という主旨から「防災における自治会の役割『避難計画をつくろう!』」を発刊しております。

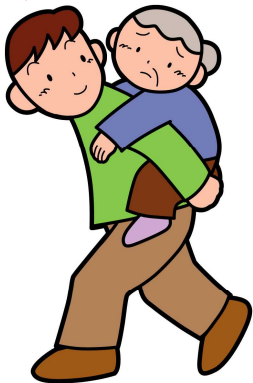
この冊子は、地域で避難計画をつくる時、どのようなことを心がけたら良いのか?を説明しています。

ところで、計画づくりには、子どもや学生さん、女性、障がい者などできるだけいろいろな立場の住民が参加してもらうことが大事だ

と考えています。災害時の避難は自治会長や役員さんだけにご苦労をかけるのではなく、多くの住民の皆さんを巻き込んで考えてみてください。

避難計画には、地震などの大規模災害に際して、班毎の集合場所(一次避難場所)はどこにするか？自治会の対策本部はどこにするか？どこの市指定避難所に避難するか、さらに、みんなで一緒に避難できる比較的安全な経路を検討して、地図に落としていくことから始めていけば良いでしょう。また、最初の集合場所での安否確認とそれぞれの住民が避難所に行くのか？自宅に留まるのか？の意思確認を行い、市指定避難所への避難希望者や援助物資を必要とする避難所外避難者を分けて把握しておけば、自治会を通じてスムーズに食料などが行き渡りやすくなります。

## 要支援者の支援についてもご協力をお願いします！



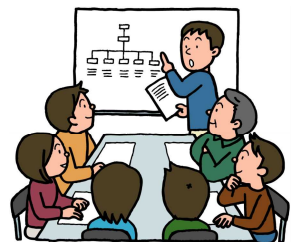
令和4年度から避難の際に支援が必要な高齢者や身体障害者などの災害時避難行動要支援者の支援体制が新しい考え方となりました。従来は、自治会等地域で要支援者名簿を活用しながら、要支援者の状況を聞き取りながら、支援体制づくりしていただくようお願いしていたのですが、地域の負担が重いというお声をいただく中で、現在は「浸水想定区域等に居住する単独で避難することが困難な要支援者」については、ケアマネージャー・相談支援専門員など福祉専門職の協力を得ながら個別避難計画を作成し、「歩けるが災害時の避難には少し不安を感じる要支援者」については、誰と一緒に、どこに集合して、どの避難所に逃げるのかを御自身で考えていただく「マイ個別避難計画」をつくってもらうことで、できるだけ地域の負担軽減を図りたいと考えています。ただ、いざという時に要支援者の避難支援をしていただけるのは、やはり地域のみなさんです。福祉専門職が作成した個別避難計画で実際に支援していただける方について、市民安全課や社会福祉協議会の職員から御相談の際は何とぞよろしく申し上げます。

## 自治会などの防災出前講座依頼も受付中！

### 少人数でも訪問します。市民安全課までご相談ください

「防災はやっていかないといけないが、自治会内でなかなか理解が広がらない」とお悩みの役員さん、市民安全課職員による防災出前講座をぜひご利用ください！日程や内容についてご相談させていただきます。

その他自治会役員会など会議の中の勉強会的ミニ講座や社協や老人会の会合などでのプログラムとしての活用などでも結構です。どうぞお気軽に市民安全課(市役所2階210番窓口 電話53-1151(内線629))にご相談ください。



**このニュースは、市民安全課、市内の各支所、矢田コミュニティ会館、南部公民館で配布しています。また、市のHPでもご覧になれます。**

大和郡山防災ニュース 🔍 検索

発行人 市役所市民安全課